

ストレッチ&フィットネス フリーロム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、ストレッチ&フィットネス フリーロム静岡浜松という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県浜松市中区佐鳴台4丁目40-33に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は地域の方々に対して、スポーツや文化を通じたまちづくりの推進や中高年、学生の健全育成を推進する事業を行い、地域社会全体に運動やスポーツの振興及び普及をすることにより、地域住民の方々の健康や世代交流に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 中高年、学生の健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 運動やスポーツの振興及び普及を図る事業
- ② 中高年、学生の健全育成を図る事業
- ③ スポーツや文化を通じたまちづくりの推進を図る事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

会員の種類

- (1) 正会員 この法人の目的に目的を理解して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 利用会員 当法人の事業に参加する個人

(入会)

第7条 会員の入会について

- 1 会員として入会しようとするものは、入会申込書により申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

会費の未払いに関しては会費とは別に500円(税別)の引落し手数料、それに関わる通信費、事務手数料を支払うものとする。

支払方法の変更

口座の変更やクレジットカードの変更など情報の変更がある場合速やかに変更届を提出する。

変更の有無があつたにもかかわらず届け出を怠つた場合、それに関わる全ての費用は会員が負担するものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して半年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

但し、入会後半年を経過せずに退会するものは入会キャンペーン時の特典の返却、返金を行い残り月数に対し70%の違約金を支払うものとする。

入会時に入会金、事務手数料など無料キャンペーンでのご入会の方は別途請求するものとする。

(悪質、自己都合での半年以内退会時適用)

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至つたときは、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会費滞納が3ヶ月連続続いたとき
※悪質な場合は遅延損害金、それらに掛かる費用を実費請求する。

(解散)

第12条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 会費未払いによる運営困難
- (2) 事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定

この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 入会金5000円 事務手数料3000円 月会費4400円

正会員 学生/60歳以上/ペア入会は500円引き

賛助会員 入会金5000円 年会費一口52800円

私は上記の定款を十分理解し入会致します。

入会以降フリーロム静岡浜松店に一切の迷惑をお掛けしない事をお約束致します。

又、一切の意義申し立ては行わないこととお約束致します。

住所

名前

印

連絡先